



平和を求める 日本の決意

戦火の絶えないアフリカの国からきた学生と一緒に、広島を訪れたときのことです。原爆資料館を出た階段のところで、遠くを見つめながら彼は泣いていました。悲惨な歴史の記録を見て衝撃を受けたのかなと思ったら、違うのです。彼は、昔の広島ではなく、今の広島を見て泣いていたのです。

かつてあれだけの放射能を浴び、一面の焼け野原となつたところが、今は豊かな緑と建物の立ち並ぶ美しい街になつていて。それなら、今は荒廃して何の希望もないように見える自分の祖国も、いつかきっとこういう美しい街に生まれ変わることができるにちがいない。そう思えて、思わず涙が出てしまつたというのです。彼にとってヒロシマは、殺戮と破壊の記録ではなく、ゆるしと復興の可能性を示す希望の象徴になりました。

戦後の日本に、「人々の平和への祈りがぎゅっと詰まつたもの」があります。それは、多くの人の祈りが凝縮されたものですが、教会に集う人だけのものではありません。キリスト教徒であると否とを問わず、いや何も信仰をもたない多くの人にも共有されている祈りです。しかも、昨日今日のことではなく、敗戦直後から今に至るまで続き、今から後も恒久的に続く祈り、そんな祈りの結晶とは、何

近隣の国々との緊張が増し、国境紛争が現実味をおびて語られるようになりました。そのような状況下、改憲への動きも急になってきました。

玉に挙げますが、すぐ次の九七条には、こんなことが書いてあります。すなわち、この憲法が保障する基本的人権は、「人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて……現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである」。この二つの条文の順序は、あたかもわたしたちにこう語りかけているかのようです。「いかか改正する必要があるかもしれないが、そのときにも絶対に変えてはいけないところがあるのだ」と。

これはいわば本文の締めくくりにあたる部分で、前文とともに憲法の全体を包む大枠を形づくっています。その大枠の部分に出てくるのが、「恒久」や「永久」という言葉です。それは本来、この世の政治や法律が保障できる秩序を超えていません。だから憲法は、祈りの書なのです。

教会は、この平和への祈りを受け継ぎ、それをはつきり声に出して祈り続ける人々の群れです。全国各地で、国民の決意に忠実であり続ける砦として、憲法の精神である祈りを祈り続けるのが、日本にある教会の使命です。世代が替わり、あの日の「決意」を忘れてしまふ人々も出てくるでしょう。国際政治の枠組みも、戦争直後とは大きく変わってしま

ました。現実の世界には、「自國のことのみに専念して他國を無視」する国や、「普遍的な政治道徳」をもたない国もありますし、そもそも国家などという統治機構が存在しない地域もあります。

それでも、わたしたちは祈り続けます。この国は「恒久の平和を念願し」、「崇高な理想を深く自覚する」と宣言した以上、わたしたちはいつまでもそれを祈り求めます。理想主義でしょうか。そうかもしれません。でも、理想主義は無力ではありません。あのアフリカの青年に希望を与えた美しい広島の街並みが、それを証明してくれます。きっといつか、平和への祈りを力に、彼の祖国も美しくよみがえることでしょう。

日常の現実には現実主義で応対する必要があるかもしれません。でも、憲法が「われらとわれらの子孫のために」、つまり将来にわたって約束したこと、「全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有する」という確認をしたこと、それはわたくしたち日本人の誇りであり、名誉であり、責務です。わたしたちはそれを求めたい。そして、軍事力や経済力によつてではなく、「平和を維持」することによって、「国際社会において、名譽ある地位を占めたいと思ふ」のです。②